

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の減少等に伴い、平成26年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第2条関係）

区 分		平成25年度	平成26年度	増減
小 学 校	校長および教員	4,737人	4,739人	2人
	養護教員	248人	246人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	65人	59人	△6人
	事務職員	262人	262人	0人
	計	5,312人	5,306人	△6人
中 学 校	校長および教員	2,775人	2,768人	△7人
	養護教員	105人	107人	2人
	栄養教諭および学校栄養職員	13人	16人	3人
	事務職員	120人	122人	2人
	計	3,013人	3,013人	0人
計	校長および教員	7,512人	7,507人	△5人
	養護教員	353人	353人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	78人	75人	△3人
	事務職員	382人	384人	2人
	計	8,325人	8,319人	△6人

(2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 16 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表校長および教員の項中「4,737 人」を「4,739 人」に、「2,775 人」を「2,768  
人」に改め、同表養護教員の項中「248 人」を「246 人」に、「105 人」を「107 人」に改め、同表  
栄養教諭および学校栄養職員の項中「65 人」を「59 人」に、「13 人」を「16 人」に改め、同表事  
務職員の項中「120 人」を「122 人」に改め、同表計の項中「5,312 人」を「5,306 人」に改め、同  
表合計の項中「8,325 人」を「8,319 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例 新旧対照表

旧

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。

第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。

区分	小学校	中学校
校長および教員	4,737人	2,775人
養護教員	248人	105人
栄養教諭および学校栄養職員	65人	13人
事務職員	262人	120人
計	5,312人	3,013人
合計	8,325人	

2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。

付則 省略

新

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第1項の規定に基づき、市町立学校の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（休職者（中略）および臨時または非常勤の職員を除く。）をいう。）の定数を定めるものとする。

第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。

区分	小学校	中学校
校長および教員	4,739人	2,768人
養護教員	246人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	59人	16人
事務職員	262人	122人
計	5,306人	3,013人
合計	8,319人	

2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。

付則 省略

